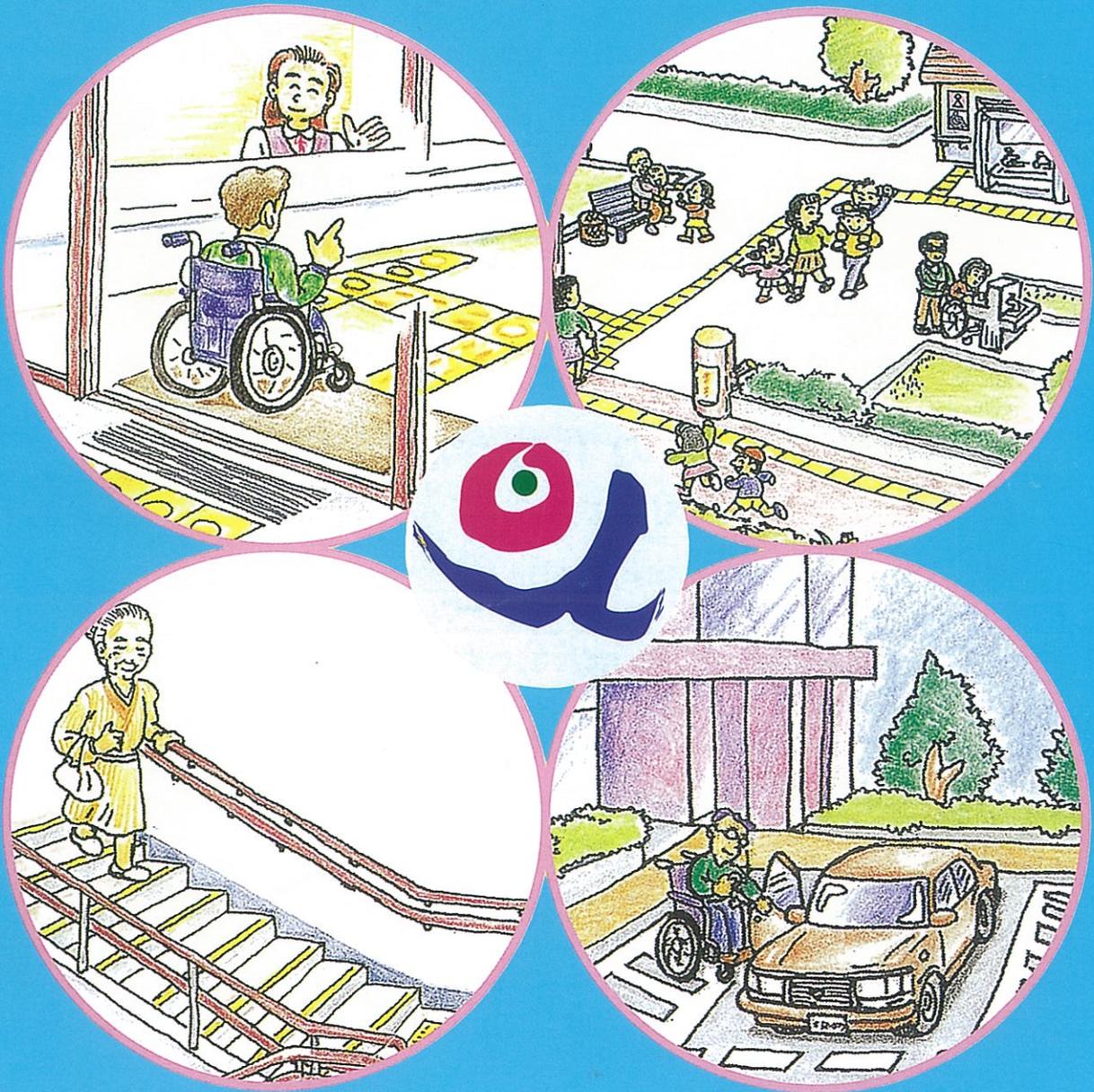


バリアフリーをめざす

# 「沖縄県福祉のまちづくり条例」 について



沖縄県

## 「沖縄県福祉のまちづくり条例」が 施行されております。

「沖縄県福祉のまちづくり条例」は、お年寄りや障害のある方をはじめすべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定した条例であり、翌平成10年から全面施行しています。

条例には、目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されております。

福祉のまちづくりを推進していくためには、事業者や県民の理解と協力が必要です。みんなで共に力をあわせ、すべての人にやさしいまちづくりに務めましょう。

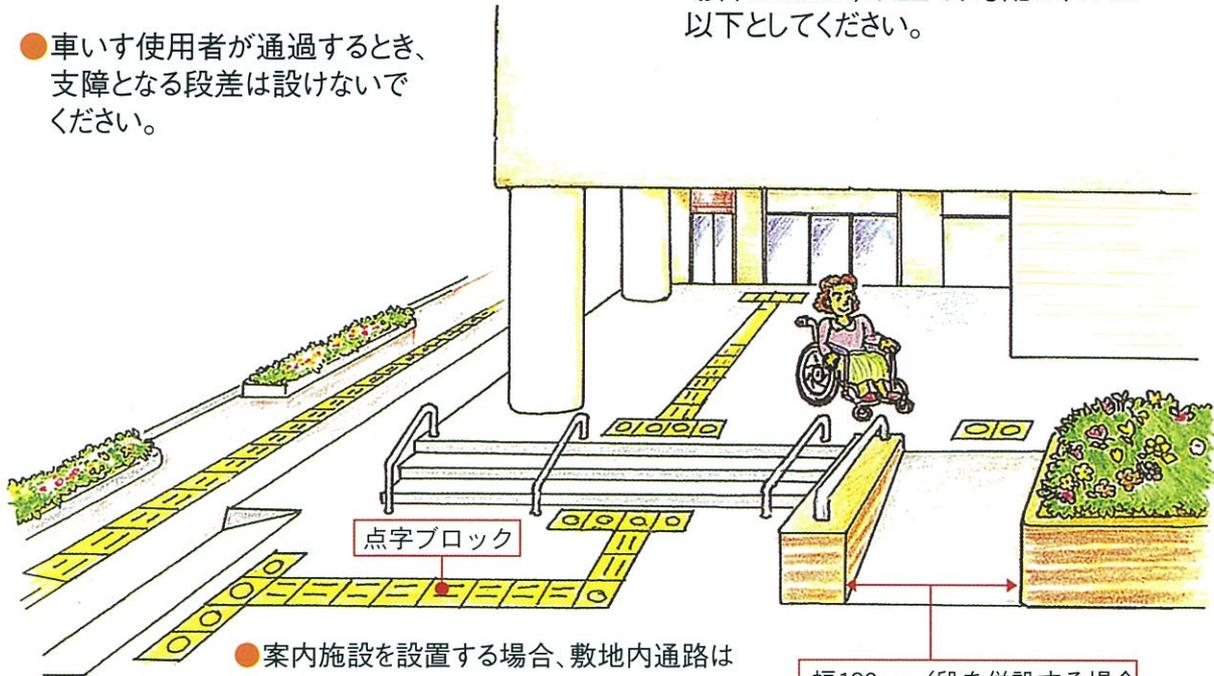
## 事前協議等の手続きが必要です。

- 特定生活関連施設(別表のとおり)の新築、新設、増築、改築などの工事をしようとする者は、着工に先立ってその計画を知事に協議することとなり、手続きが必要です。
- 事前協議書は、協議する施設の所在する市町村に応じて提出する必要があります。提出先は県の土木事務所、那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市となっております。
- 工事が完了したら、完了届の手続きも必要です。

### 敷地内の通路

- 車いす使用者が通過するとき、支障となる段差は設けないでください。

- スロープの幅は120cm(段を併設する場合は90cm)以上で、勾配は、1/12以下としてください。

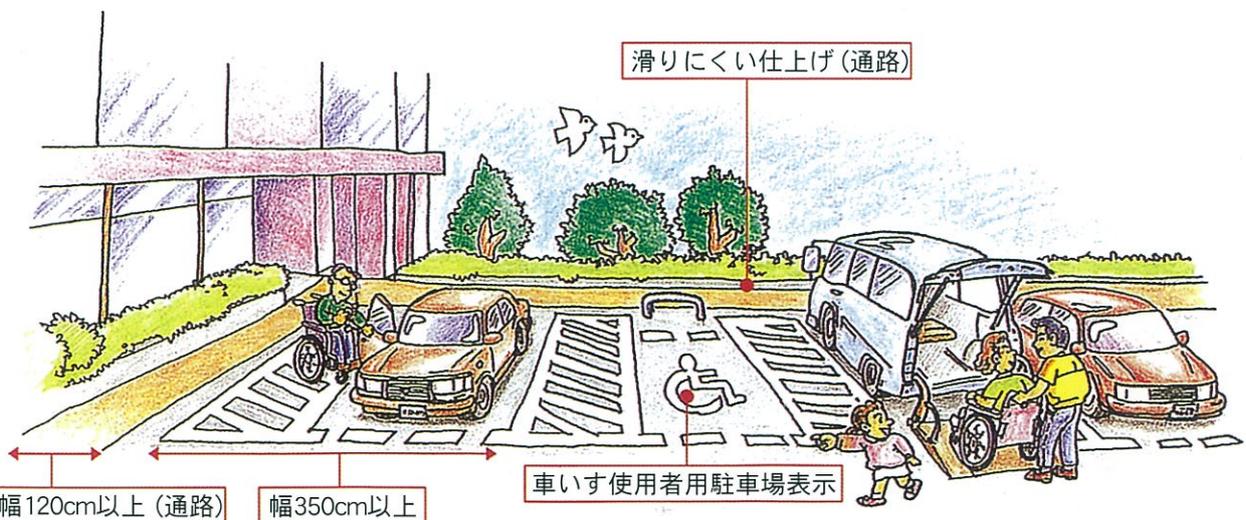


- 案内施設を設置する場合、敷地内通路は点字ブロックを敷設するか、又は音声による誘導装置等を設けてください。

幅120cm (段を併設する場合 90cm) 以上、勾配1/12以下

### 駐車場

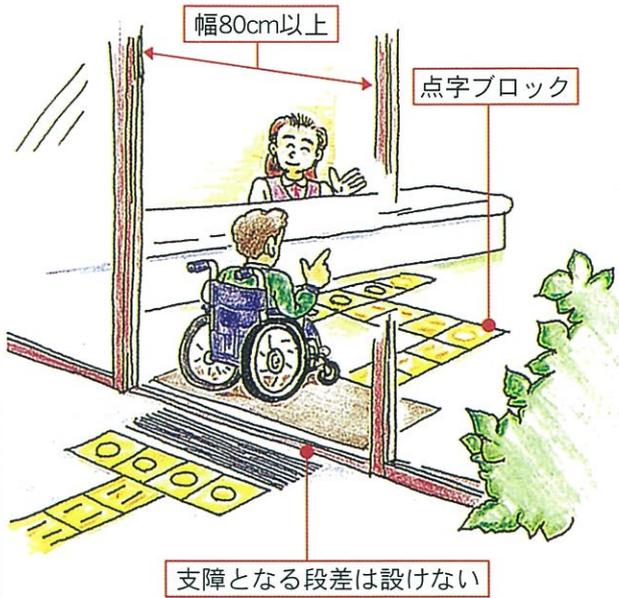
- 建物の出入口に近い位置に設置してください。



- 車いす使用者用駐車場を設け、その幅は、350cm以上とし、車いす使用者用駐車場の表示をしてください。

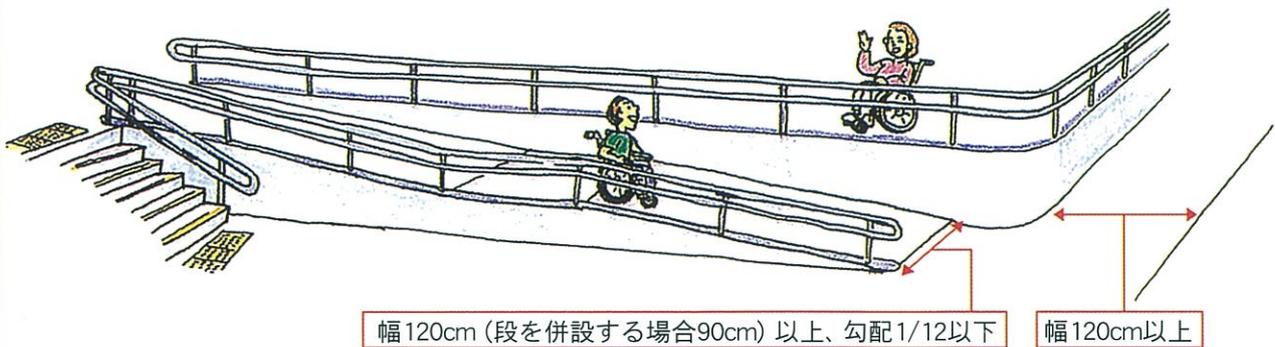
- 当該駐車場台数を50で除した数以上の車いす使用者用駐車施設を設けてください。
- 車いす使用者が乗降する部分は水平となるようにしてください。

## 出入口・ロビー・廊下

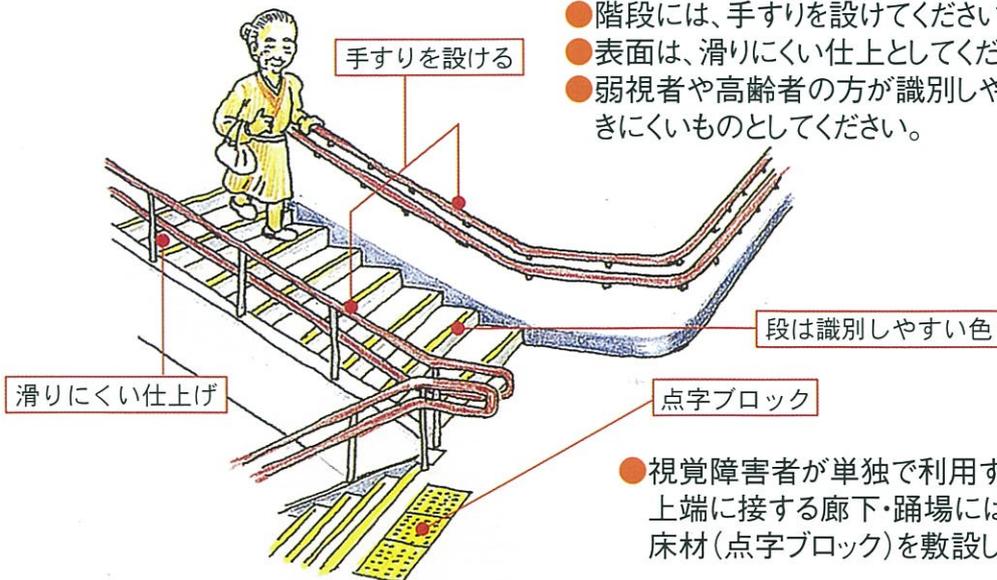


- 出入口の戸は自動ドアか、車いす使用者が円滑に通過できる構造としてください。
- 出入口の幅は80cm以上としてください。
- 案内設備を設ける場合、出入口から案内設備までの経路には点字ブロックを敷設するか、又は音声による誘導装置等を設けてください。

- 廊下の幅は、120cm以上としてください。
- 高低差がある場合は、スロープ又は車いす使用者が利用できるリフトを設けてください。
- 廊下等にあるスロープの幅は120cm(段差を併設する場合90cm)以上で、勾配は1/12以下としてください。



## 階段

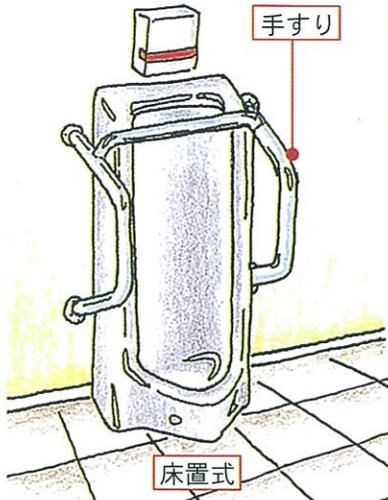


- 主要な階段には、回り段を設けないでください。
- 階段には、手すりを設けてください。
- 表面は、滑りにくい仕上としてください。
- 弱視者や高齢者の方が識別しやすく、つまづきにくいものとしてください。

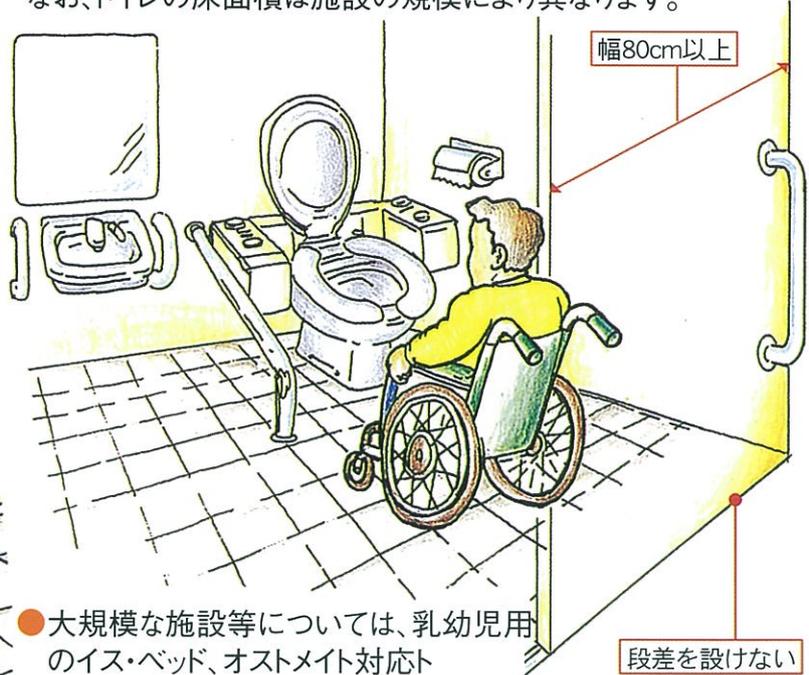
- 視覚障害者が単独で利用するような階段の上端に接する廊下・踊場には、注意喚起用床材(点字ブロック)を敷設してください。

## トイレ

- 男子用小便器のある便所を設ける場合、手すりのある床置き(又は低リップ式)小便器を1つ以上設置してください。

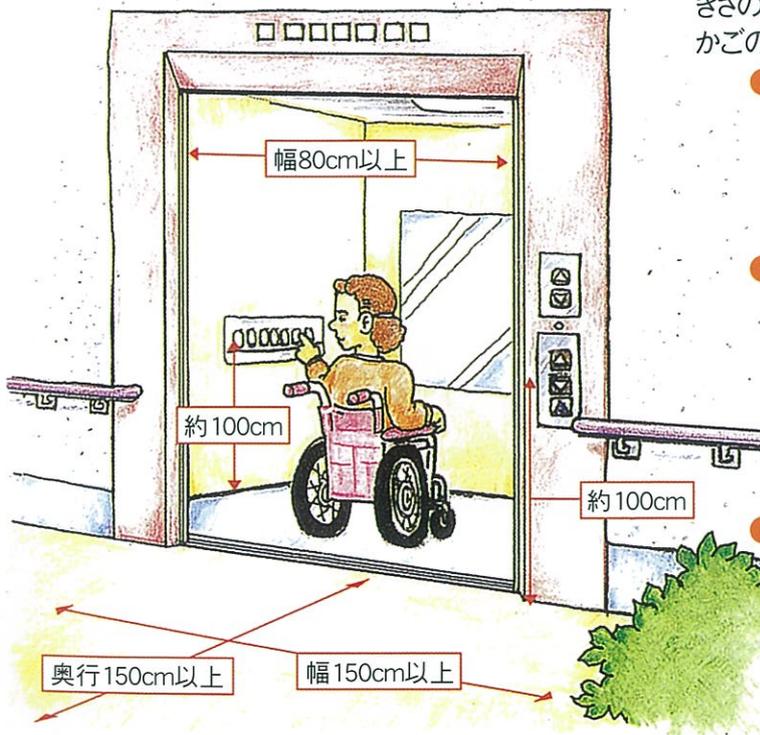


- 出入口の幅は80cm以上としてください。
- 出入口の戸は車いす使用者が開閉しやすい構造としてください。
- 車いす使用者が利用できる床面積を確保してください。なお、トイレの床面積は施設の規模により異なります。



- 大規模な施設等については、乳幼児用のイス・ベッド、オストメイト対応トイレを設けてください。

## エレベーター



- 施設を利用する方が通行する経路に段がある場合は、車いす使用者が利用できるかごの大きさのエレベーターを設けてください。なお、かごの大きさは施設の規模により異なります。

### ●かごの構造

1. 車いす使用者が使いやすい位置に操作ボタンを設置してください。
2. かご・昇降路の出入口の幅は、80cm以上としてください。

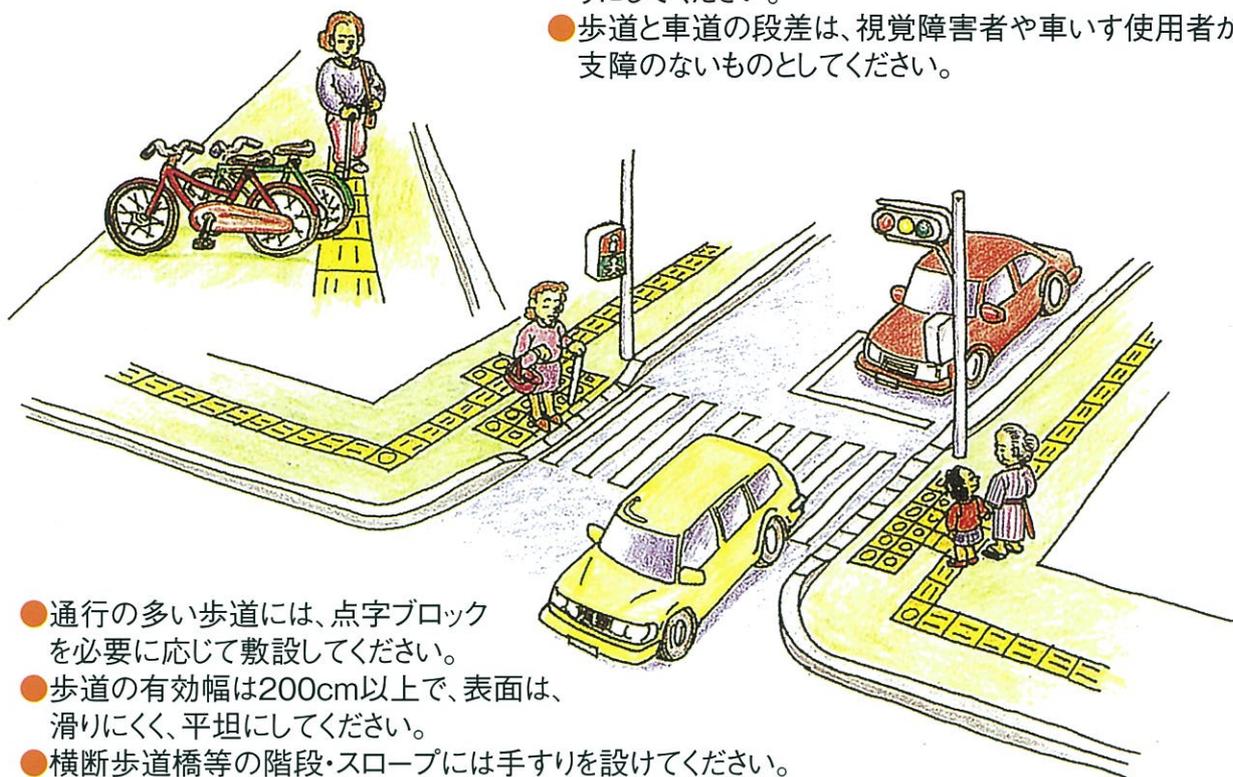
### ●乗降ロビーの構造

1. 車いす使用者が使いやすい位置に操作ボタンを設置してください。
2. 幅・奥行きは、150cm以上としてください。
3. 到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けてください。

- 視覚障害者が単独で利用するような施設には、視覚障害者が利用しやすいように操作ボタンに点字を設けてください。

## その他の施設

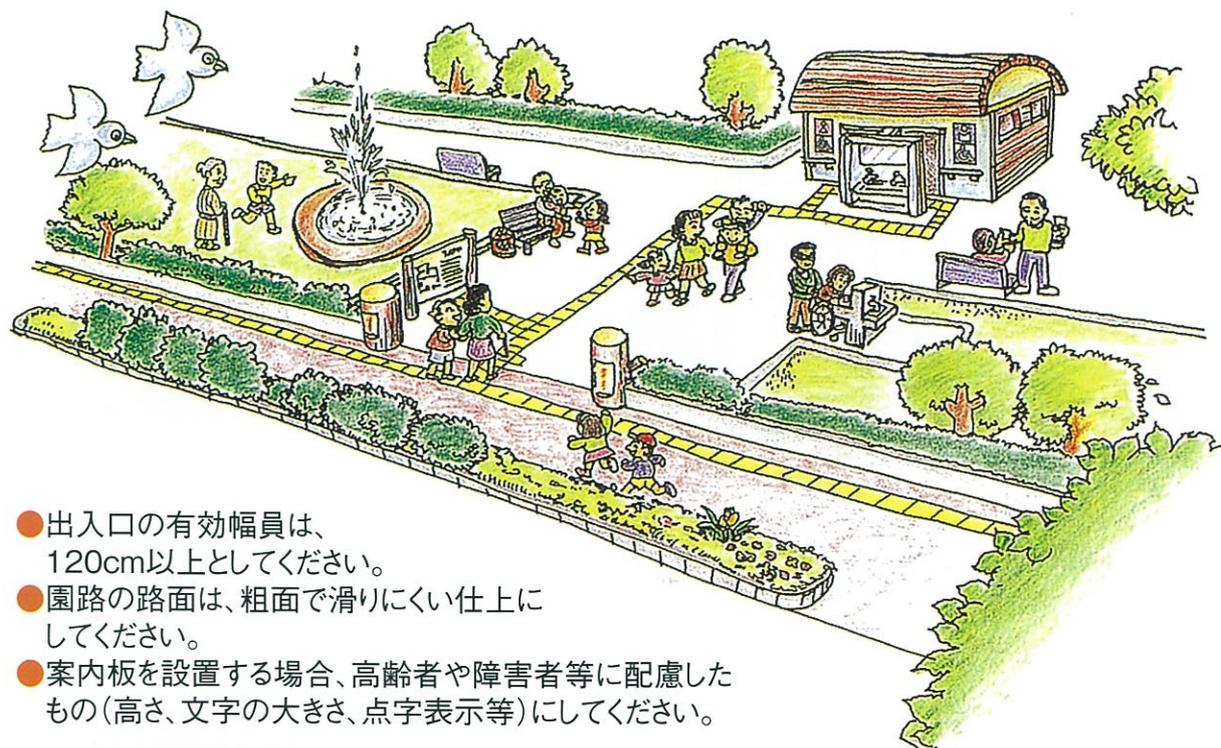
### 道路



- 整備された歩道の上に、障害となる物を置かないようにしてください。
- 歩道と車道の段差は、視覚障害者や車いす使用者が支障のないものとしてください。

- 通行の多い歩道には、点字ブロックを必要に応じて敷設してください。
- 歩道の有効幅は200cm以上で、表面は、滑りにくく、平坦にしてください。
- 横断歩道橋等の階段・スロープには手すりを設けてください。

### 公園



- 出入口の有効幅員は、120cm以上としてください。
- 園路の路面は、粗面で滑りにくい仕上りにしてください。
- 案内板を設置する場合、高齢者や障害者等に配慮したもの（高さ、文字の大きさ、点字表示等）にしてください。

# 事前協議等の手続き

## 特定生活関連施設の新築等を行う場合

- 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、着工する30日前までにその計画を知事に協議しなければなりません。(条例第20条)
- 協議を行わずに新築等の工事に着手したときは、勧告をする場合があります。(条例第24条)
- 知事へ提出する協議書は2部作成し、施設の所在する市町村に応じて県の土木事務所、那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市又はうるま市に直接提出してください。
- 事前協議の内容が整備基準に適合しない場合は、指導及び助言を行います。(条例第21条)
- 指導に従わないとき、勧告をする場合があります。(条例第24条)
- 協議の内容と異なる工事を行ったときは、必要な措置を取るべきことを勧告する場合があります。(条例第24条)
- 知事は、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができます。(条例第25条)

※国、地方公共団体が設置する施設の場合は、協議書ではなく通知書を作成し、直接、沖縄県障害保健福祉課へ提出します。  
※国、地方公共団体が設置する施設は完了届出の手続きはありません。

特定生活関連施設の新築・新設・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更

事前協議

(条例第20条)

審査

指導及び助言

(条例第21条)

着工

工事完了の届出

(条例第22条)

完了検査

(条例第23条)

## 適合証の交付請求

- 生活関連施設を整備基準に適合させたときは、適合証の交付を請求することができます。(条例第18条第1項)
- 適合証の交付請求は、整備基準に適合しているかどうかの審査を行う、県の土木事務所、那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市又はうるま市に申請してください。
- 増築等については、増築等の部分までの経路についても基準に適合しているか審査します。
- 整備基準に適合していると認めるときは、適合証を交付します。(条例第18条第2項)

適合証の交付請求

審査

適合証の交付

(別表)

## 福祉のまちづくり条例の対象施設

生活関連施設：新築等をするとき整備基準に適合させてください。  
 特定生活関連施設：工事着手前に、工事内容について協議してください。

区分	生活関連施設	特定生活関連施設（事前協議が必要）
建築物	児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、老人福祉施設、母子健康センター等の社会福祉施設	すべてのもの
	病院、診療所	
	官公庁舎	
	学校等	
	図書館、博物館、美術館等	
	公民館	
	集会場、公会堂	
	ガス、電気、電気通信事業など公益事業者の店舗	
	銀行等の店舗	
	モノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物であるもの	
	公衆便所	床面積の合計が100㎡以上のもの
	質屋、クリーニング取次店、宅地建物取引業者、旅行業者、貸衣装屋、理容所、美容所その他のサービス業を営む店舗	
	百貨店、マーケット、物品販売店、飲食店	床面積の合計が200㎡以上のもの
	旅館、ホテル	床面積の合計が500㎡以上のもの
	公衆浴場	床面積の合計が1,000㎡以上のもの
	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場	
	展示場	
	自動車車庫（路外駐車場のうち建築物であるもの）	駐車場法による届出が必要なもの
	複合施設（上記の2以上の施設が複合して構成された建築物）	床面積の合計が2,000㎡以上のもの
共同住宅又は寄宿舍（戸数が25戸以上のもの）の共用部分	戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
事務所	床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
工場	床面積の合計が3,000㎡以上のもの	
道路	国道、県道、市町村道	すべてのもの
公園等	児童遊園、都市公園、緑地、動物園、植物園	
公共交通機関の施設	モノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物以外のもの	駐車場法による届出が必要なもの
	路外駐車場	

「沖縄県福祉のまちづくり条例」に関するお問い合わせ先

**沖縄県福祉保健部 障害保健福祉課**

TEL.098-866-2190 FAX.098-866-6916

**土木建築部 建築指導課**

TEL.098-866-2413 FAX.098-866-2800

ホームページ [www.pref.okinawa.jp/hwdpd/](http://www.pref.okinawa.jp/hwdpd/)